

平成30年6月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集
結果について

警察庁において、平成30年4月9日から同年5月8日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、78件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第30号）
- 2 命令等の案を公示した日
平成30年4月9日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。
なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- 4 頂いた御意見の総数及びその内訳
頂いた御意見の総数 78件
(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	78件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見
及びこれに対する警察庁の考え方について

1 普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に係る1日
の技能教習時間の上限等の見直し関係

(1) 改正の賛否について

普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に係る1
日の技能教習時間の上限（基本操作及び基本走行：2時限、応用走行：
3時限、合計3時限）を1時限ずつ引き上げることに關しては、賛成の
立場から、

- 技能教習は継続的に実施した方が習得しやすいため問題ない。
- 2日間で教習を修了できることは免許取得の利便性につながる。

といった御意見のほか、反対の立場から、

- 1日に4時限の技能教習を受ける教習生の理解度に問題がある。
- 週末2日間で教習を修了することを希望する者はまれであり、改
正の社会的要請があるか疑問である。

といった御意見がありました。

今回の改正は、A T小型限定普通二輪免許に係る技能教習の安全性や
教習効果を確保しつつ、その教習日数を短縮するために1日の技能教習
時間の上限を緩和することの可否に關する調査研究を行い、実験教習の
結果、当該上限を1時限ずつ引き上げたとしても、安全性や教習効果へ
の影響はないものと認められたことを踏まえて行うものです。

また、今回の改正に關しては、関係団体等から、A T小型普通二輪車
は実用性の高い「通勤・通学・配達等」に利用されているが、利用者の利便性を向上させるため、最短で3日間である教習
の修了に要する日数を2日間に短縮してほしい旨の要望がありました。

なお、今回の改正は、教習内容や教習時限数に変更を加えるものでは
なく、現行の教習制度においても、基本操作及び基本走行並びに応用走
行の各段階において教習効果の確認（以下「みきわめ」という。）を行

い、その成績が良好な者だけが、それぞれ応用走行に進み、あるいは教習を修了することとなっています。

(2) 改正の対象について

普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に限って1日の技能教習時間の上限を1時限ずつ引き上げることに關しては、

○ 他の免許に係る1日の技能教習時間の上限も見直すべきである。といった御意見がありました。

今回の改正は、

○ 普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に係る技能教習については、他の免許に係る技能教習と比較して短い時限数であること。

○ 関係団体等から、前記(1)の要望があったこと。

を踏まえ、普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に限って1日の技能教習時間の上限の見直しの可否について調査研究を実施し、その結果を踏まえて行うものです。他の免許に係る1日の技能教習時間の上限を緩和した場合の安全性や教習効果への影響については現在まで検証していないことから、今回の改正においては、普通自動車免許等保有者に対するA T小型限定普通二輪免許に限って1日の技能教習時間の上限を見直すこととしました。

(3) 休息时间について

1日の技能教習時間の上限の引上げに伴い、1日に4時限の技能教習を行う場合には、1時限に相当する時間(50分)以上の休息時間を置くこととするに關しては、

○ 適切な休息時間を挟めば、身体的・精神的な疲労はないと考える。

○ 教習生の体力や疲労度によって休息時間の要否を判断すべきである。

○ 1時限に相当する休息時間を置くことは妥当であるが、季節や天候によっては、より長い時間の休息時間を置くべきである。

といった御意見がありました。

1日の技能教習時間の上限は、疲労の蓄積による教習中の事故の発生や教習効果の低下を防止することを目的として定められています。

今回のAT小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限の見直しに当たっては、当該上限を緩和することの可否に関する調査研究において、実験教習を行い、その受講者に対して、「自覚症しらべ」やアンケートを実施しました。その結果、1日に4時限の技能教習を行う場合には、教習中の事故防止の観点から教習生の身体的疲労に配慮する必要があると認められました。

このため、今回の改正では、1日に4時限の技能教習を行う場合には、1時限に相当する時間以上の休息時間を置くことを義務付けることとしました。

一方、今回の改正により、1日当たり4時限の技能教習を画一的に行ったり、設定される休息時間が1時限に相当する時間に限られたりするものではありません。

(4) その他

ア 技能教習の内容等について

今回の改正により、最短2日間で教習を修了することが可能となることに関しては、

- 教習の質をそのままに免許の取得期間を短縮するという形は最善である。
- 上限の見直しではなく、技能教習の内容自体を見直し、教習時限数を削減すべきである。
- 1日の技能教習時間の上限を撤廃すべきである。

といった御意見がありました。

現行のAT小型限定普通二輪免許に係る技能教習は、二輪車の車両特性や法令の知識に関する教習等、AT小型普通二輪車を安全に運転するために必要な技能・知識を身に付ける上で必要不可欠であり、現在、教習内容を変更したり、教習時限数を削減したりする予定はあり

ませんが、安全運転を確保するため、不断に教習内容等の改善を図ってまいります。

また、前記(3)のとおり、1日の技能教習時間の上限は、疲労の蓄積による教習中の事故の発生や教習効果の低下を防止することを目的としていることから、当該上限を撤廃することは困難であると考えています。

イ 技能検定について

A T小型限定普通二輪免許を取得するためには、指定自動車教習所における教習を修了した後に行われる技能検定に合格する必要があるところ、これに関しては、

- 教習修了後、同日に技能検定の受検が可能となるようにしてほしい。
- 技能検定を廃止し、みきわめだけで教習所を卒業できるようにしてほしい。

といった御意見がありました。

教習を修了した日に技能検定を実施することについて、法令上の制約はありません。今回の改正により、最短2日間での教習を実施し、その修了した日に技能検定を行うカリキュラム等を設けることも可能となりますが、実際にそうしたカリキュラム等を設けるか否かは、各指定自動車教習所において、実施体制や教習生のニーズ等を踏まえながら、検討されることとなります。

また、技能検定については、それぞれの免許に係る自動車を安全に運転することができる技能を技能試験と同様の方法で確認するものであり、これに合格した者は、都道府県公安委員会が行う技能試験を免除されるのに対し、みきわめについては、一連の技能教習の効果があったことを技能教習中に確認するものであり、両者の趣旨・方法は大きく異なるため、技能検定を廃止し、みきわめだけで指定自動車教習所を卒業できるようにすることは困難であると考えています。

ウ その他

ア・イの御意見のほか、

- 簡単に免許を取得させる必要はあるのか。いわゆる「あおり運転」等による事故やトラブルが注目され、モラルやマナーのない人が増えていること等を踏まえると、むしろ免許の取得要件を厳しくすべきではないか。
- 教習期間が短くなるということは、それだけ安全面の教育への時間が取れないということも考えられる。安全面への配慮の教育を教習時等に実施してほしい。
- 技能検定に合格する水準に達していないにもかかわらず、2日間で教習を修了させるなど、教習の質を低下させたり、不正行為等が行われたりすることのないよう、全国の指定自動車教習所を指導すべきである。
- 普通自動車免許を保有している者については、A T小型普通二輪車を運転することができるようにしてほしい。

といった御意見がありました。

今回の改正は、教習内容や教習時限数に変更を加えるものではなく、前記(1)及び(3)のとおり、調査研究の結果、A T小型限定普通二輪免許に係る1日の技能教習時間の上限を1時限ずつ引き上げたとしても、安全性や教習効果への影響はなく、1日に4時限の技能教習を行う場合には、一定の休息時間を置くこととすることにより、教習中の事故防止を図ることが可能であると認められたことを踏まえて行うものです。

また、現在、都道府県警察においては、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転を抑止するため、厳正な捜査の徹底、積極的な交通指導取締り、迅速かつ積極的な行政処分の実施、更新時講習・安全運転管理者等に対する講習等における教育の推進、広報啓発活動の推進等の対策に取り組んでいるほか、各種交通安全教育を通じて、交通ルールの遵守やマナーの向上を図っています。引き続き、こうした対策を着実に実施することにより、悪質・危険な運転の抑止、交通ルールの遵守・マナーの向上及び二輪自動車の運転の安全確保を図ってま

います。

さらに、指定自動車教習所における教習の質が低下したり、不正行為が行われたりすることのないよう、引き続き、指定自動車教習所に対する適切な指導監督を行ってまいります。

A T小型普通二輪車については、普通自動車等と同様の速度による走行や二人乗りが認められているなど、現在、普通自動車免許で運転することが認められている総排気量50cc以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）とは規制の内容等が異なり、原付の運転に比べて高度な技能を要するものです。このため、普通自動車免許の保有者であるからといって、その運転に必要な技能を有するとは限られず、普通自動車免許を保有している者について一律にA T小型普通二輪車を運転することができるようにすることは困難であると考えています。

2 普通自動二輪車免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置の廃止関係

この項目に関しては、

- 運転シミュレーターの普及状況を確認するまでは、経過措置を継続すべきである。
- 経過措置の廃止については、改正案の公布日に施行すべきであり、廃止に伴う経過措置は不要である。
- 法定の運転シミュレーターによる教習を全て任意の教習とし、運転シミュレーターによる教習を実施するかどうかは、各指定自動車教習所の判断に委ねるべきである。

といった御意見がありました。

今回の改正は、運転シミュレーター教習に係る経過措置（道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成8年総理府令第41号）で一部の技能教習について運転シミュレーターを使用することとされた際に設けられたものであり、改正前から当該教習を行っていた指定自動車教習所は、当分の間、運転シミュレーターを使用しないことができることとするもの）の導入から十分な時間が経過し、また、近年では廉価な運転シミュレータ

一が市販されていること等を踏まえ、当該経過措置を廃止するものです。また、当該経過措置の適用を受けている指定自動車教習所においては、新たに運転シミュレーターを購入するなどの準備が必要であるため、施行までに3年間の期間を置くこととしました。

さらに、今回の経過措置の廃止に伴い、技能教習の実施に係る事務の煩雑化を防止するため、当該廃止に係る規定の施行の際、当該経過措置の適用を受けている指定自動車教習所の教習を現に受けている者については、運転シミュレーターを使用しないことができる旨の経過措置を設けることとしました。

運転シミュレーターによる教習については、教習所のコース内で再現することが難しい運転状況における運転操作を理解させるために有用であるほか、実車によると教習中の事故が発生しやすい内容の教習であっても安全に行うことができるといった利点があります。このため、法定の運転シミュレーターによる教習を全て任意の教習とすることについては困難であると考えています。

3 その他

今回の改正の内容に対する直接の御意見ではありませんが、原付の運転に関する規制の見直し、二輪車運転時における長袖・手袋の着用の義務付け、二輪車に係る駐車場の確保等に関する御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。